

## 週休2日制確保モデル工事の拡充を図ります

川崎市では、平成31年4月から建設業の担い手の育成・確保と、労働環境の改善を推進させるために、工事現場における「週休2日制確保モデル工事」を試行実施していますが、令和3年度は、4週8休の工期設定をしている原則すべての工事を対象とし、土木工事については、受注者希望方式を導入し、更なる拡充を図ります。

### 1 モデル工事の対象の拡大

◎**発注者指定方式（4週8休）** 建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局、上下水道局等が指定する**週休2日の工期設定をしている原則すべての工事**に対し、工事価格に反映させます。（拡充）

◎**受注者希望方式（4週6～8休）** **施工に制約がある土木工事のうち、受注者の取組により週休2日が達成する可能性のある工事**に対し、週休2日の達成状況（4週6～8休）により、現場閉所実績に応じて工事価格に反映させます。（新規）

※週休2日の定義について・・・4週間のうち8日を休日とする。

### 2 インセンティブについて（継続）

#### ① 工事成績評定の加点

☞ 4週8休以上の休日を達成した場合は成績評定に1点加点する（履行できなくても工事成績評定の減点はしない）。

#### ② 労務費、経費等を補正した積算を行い工事価格に反映する。（令和3年4月1日時点）

**補正係数**（ ）内は水道）**※従来の係数は1.00**

	土木工事		
	4週8休	4週7休	4週6休
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02（1.01）
現場管理費率	1.06（1.05）	1.04	1.03（1.02）

・発注者指定方式については当初設計にて補正を行い、達成されない場合は減額の設計変更を行う。

・受注者希望方式については、現場閉所の達成状況に応じて、増額の設計変更にて補正を行う。

※港湾局発注の土木工事については、両方式で4週8休以上達成した場合、増額の設計変更を行う。

#### ◆参考 川崎市ホームページ

川崎市「週休2日制確保モデル工事」試行実施要領（土木工事編・建築工事編）

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000105342.html>

「川崎市港湾局土木工事週休2日制試行工事実施要綱」

<https://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000127201.html>

問合せ先（建築工事）川崎市まちづくり局総務部庶務課技術監理担当	伊藤、鹿島	電話 044-200-2943
（土木工事）川崎市建設緑政局総務部技術監理課	箕輪、長岡	電話 044-200-2790
（土木工事（水道）の補正係数）		
川崎市上下水道局水道部水道管路課	松永、長山	電話 044-200-2495
（港湾工事）川崎市港湾局港湾振興部庶務課技術監理担当	布施、西	電話 044-200-3059